

## 畜産収益力強化緊急支援事業実施要綱

平成 27 年 2 月 3 日付け 26 農畜機第 4689 号  
平成 27 年 3 月 25 日付け 26 農畜機第 5690 号

我が国の畜産業においては、高齢化や離農が進む中、畜産農家戸数や家畜飼養頭数が減少するなど、生産基盤の弱体化が懸念されており、畜産農家をはじめ地域に存在する各種支援組織や関係者が有機的に連携・結集し、畜産の収益性を向上させることにより競争力の強化を図る必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体における生産コストの低減、高付加価値化、新規需要の創出、飼料自給率の向上のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって畜産経営の収益性の向上や低収益部門の再編・合理化等を通じた畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）及び畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成 26 年度畜産業振興事業（補正予算関係）に係る公募要領（平成 27 年 1 月 13 日付け 26 農畜機第 4335 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

### 第 2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

#### 1 畜産経営強化支援事業

公募団体は、第 2 の 1 及び 2 の事業の機械装置を借り受け利用する者（以下「末端借受者」という。）が、畜産クラスター計画において、畜産競争力強化対策緊急整備事業実施要領（平成 27 年 2 月 3 日付け 26 生畜第 1673 号生産局長通知（以下「実施要領」という。）第 2 の 2 の（5）の取組を行う場合であって、末端借受者のうち、第 3 の 1 の（2）のアの要件を満たす者及び第 3 の 2 の（1）に規定する再貸付者が、生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体（公募団体が別に定

めるリース会社等をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体が自ら貸付を行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

## 2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業

公募団体は、末端借受者が、畜産クラスター計画において、実施要領第2の2の(5)の取組を行う場合であって、末端借受者のうち、第3の1の(2)のイの要件を満たす者及び第3の2の(1)に規定する再貸付者が、飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体が自ら貸付を行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

## 3 推進指導事業

公募団体は、1及び2の事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催、事業の推進、調査等を行うものとする。

# 第3 機械装置の借受者等

## 1 末端借受者

末端借受者は、畜産競争力強化対策緊急整備事業実施要綱（平成27年2月3日付け26生畜第1672号農林水産事務次官依命通知）第2の2に規定する都道府県知事の認定を受けた畜産クラスター計画（以下「認定計画」という。）において中心的な経営体として位置付けられた(1)に規定する者であって、(2)の要件のいずれかに該当する者とする。

### (1) 末端借受者の対象者

- ア 畜産業を営む農家（法人化しているものを除く。）
- イ 農業協同組合
- ウ 農業協同組合連合会
- エ 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- オ 土地改良区
- カ 農事組合法人（農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- キ 株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、機構又は畜産業を営む農家が保有する株式の合計が、当該株式会社の議決権のある株式の総数の過半数であるもの、若しくは農業生産法人となっているものに限る。）
- ク 合同・合名・合資会社（農業（畜産業を含む。以下この項に同じ。）を営む個人が社員となっている会社であって、農業を主たる事業として営んでおり、かつ、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めるもの、若しくは農業生産法人となっているものに限る。）
- ケ 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。）
- コ 3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に適合するもの

- (ア) 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
- (イ) 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること
  - a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
  - b 代表者の代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること
  - c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
  - d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
  - e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
- (ウ) 平成 27 年度末までにカからケまでの法人となることが総会の議決等により確実と見込まれる組織であること
- サ 上記に掲げる以外の法人のうち、次の (ア) 及び (イ) の要件に適合するもの
  - (ア) 自給飼料の生産を従たる事業として営むコントラクターであり、直近 3 年以上の活動実績があること
  - (イ) 飼料の生産を委託する畜産農家と当該コントラクターの間で、長期（3 年以上）の受委託に関する協定を締結すること
- (2) 末端借受者の要件
 

末端借受者は、次のいずれかを満たす者とする。

  - ア (1) のアからウまで又はカからケまでのいずれかに該当する者（イの飼料生産組織を除く。）であって、次の (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する者
    - (ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定に基づく認定を受けた者又は平成 26 年 4 月 1 日以降に就農又は就農することが確実であり、同法第 14 条の 4 の認定（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 102 号）第 4 条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 4 条第 1 項の認定を含む。）を受けている者（以下「新規就農者」という。）
    - (イ) (ア) に該当する 2 者以上で構成する集団
    - (ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会（自ら家畜の飼養及び飼料の生産を行う場合（委託による場合を含む。）に限る。）
  - イ (1) のイからサまでのいずれかに該当する飼料生産組織である者
 

飼料生産組織（コントラクター（飼料生産受託組織をいう。）、TMRセンター（完全混合飼料等の飼料生産組織をいう。）を営む者及びその他の飼料生産組織をいう。）であって、次の (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する者

    - (ア) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた作業の受託面積（自ら飼料を生産している組織にあっては飼料生産作業面積を含む。以下同じ。）を、目標年度（事業実施年度から 3 年度目。以下同じ。）までに、平成 25 年度又は過去 3 カ年の平均の実測値（現状値）より、北海道では 20ha 以上、都府県では 10ha

以上拡大すること。なお、新規組織については、受託面積を、目標年度までに、北海道では20ha以上、都府県では10ha以上とすること

(イ) 飼料生産組織は、導入した機械装置を用いた収穫量の向上等の取組により、目標年度までに、過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、収穫量（TDNベース）を概ね10%以上増加させること（※新規組織は対象外）

(ウ) 導入した機械装置を用いて調製される混合飼料等について、目標年度までに、当該組織又は受益農家が給与する飼料中の飼料自給率（TDNベース）の値が、平成25年度又は過去3カ年の平均の実測値（現状値）より、次に定める値以上増加すること

a 粗飼料を調製する場合【粗飼料自給率を基準とする】

- (a) 現状値 80%未満 . . . . . 5ポイント
- (b) 現状値 80%以上 85%未満 . . . . . 4ポイント
- (c) 現状値 85%以上 90%未満 . . . . . 3ポイント
- (d) 現状値 90%以上 95%未満 . . . . . 2ポイント
- (e) 現状値 95%以上 . . . . . 増加すること
- (f) 現状値 100% . . . . . 維持すること

b 濃厚飼料（飼料用米等）を調製する場合【濃厚飼料自給率を基準とする】

- (a) 現状値 10%未満 . . . . . 3ポイント
- (b) 現状値 10%以上 15%未満 . . . . . 2ポイント
- (c) 現状値 15%以上 20%未満 . . . . . 1ポイント
- (d) 現状値 20%以上 . . . . . 増加すること

※ 粗飼料と濃厚飼料を調製する場合は、a及びbの基準を満たすこと

## 2 機械装置の再貸付

### (1) 再貸付者

畜産業の振興を目的とする次に掲げる法人は、末端借受者に対して機械装置を貸し付ける目的で借り受ける者（以下「再貸付者」という。）となることができる。

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 一般社団法人
- エ 一般財団法人
- オ 中小企業等協同組合
- カ 中小企業等協同組合連合会

### (2) 再貸付の要件

ア 再貸付者は次のいずれかに該当する場合に限り、末端借受者に機械装置の再貸付を行うことができる。

(ア) 複数の末端借受者に対して、同一の機械装置を貸し付ける場合で、かつ、再貸付者が機械装置の管理を行った方が末端借受者の経営上の合理性があると認められる場合

(イ) その他、再貸付を行うことが、末端借受者の収益性の向上のために必要であると末端借受者の所属する畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）

が認める場合

イ 再貸付を行う場合、再貸付者は、末端借受者の所属する協議会の事務局に、その旨を報告するものとする。

#### 第4 貸付対象機械装置の範囲

- 1 第2の1及び2の事業における貸付けの対象となる機械装置（以下「貸付対象機械装置」という。）の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。
- 3 貸付対象機械装置は、原則として新品を対象とする。ただし、第2の1の事業において、末端借受者及び再貸付者（以下「借受者」という。）のうち、新規就農者に限り、中古品を対象とすることができるものとする。なお、中古品の貸付の場合には、そのリースの開始時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 貸付対象機械装置は、貸付者がリース物件として貸付可能なものとする。

#### 第5 事業の実施

- 1 事業実施要領の作成  
公募団体は、第2の事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた事業実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 事業参加申請書等の作成
  - (1) 借受者は、公募団体が別に定める事業参加申請書を作成し、認定計画を添えて公募団体に提出するものとする。ただし、事業参加申請書の提出時において、末端借受者が参画する畜産クラスター計画が都道府県知事の認定を受けていない場合には、都道府県知事に提出された畜産クラスター計画の認定のための申請書類の写しを認定計画に代えて提出することができるものとする。
  - (2) 公募団体は、(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、事業参加申請書の内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に報告するものとする。また、必要に応じて都道府県知事に助言を求めることができるものとする。
  - (3) 都道府県知事は、(2)により事業参加申請書の内容の報告があった場合には、(1)のただし書きの規定により、都道府県知事へ畜産クラスター計画の認定を申請した末端借受者に係る当該畜産クラスター計画の認定の見込み等について公募団体に助言することができるものとする。
- 3 事業の委託  
公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数

料等を定めた事業委託要領を作成するものとする。

#### 4 環境と調和のとれた農業生産活動

公募団体は、第2の1の事業を実施する場合には、末端借受者から「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートの提出を受けるなどにより、環境規範の遵守の状況を把握するとともに、末端借受者において環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう指導に努めるものとする。

#### 5 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体は、第2の1の事業を実施する場合、原則として、配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。）に係る基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続している末端借受者であることを確認するものとする。また、基金との契約を締結していない末端借受者にあつては、基金との契約を締結するよう努めるものとする。

#### 6 事業の実施方法

リース方法は、（1）から（2）のいずれか又は複数の方法とする。

##### （1）借受者が貸付主体から借り受ける場合

公募団体は、借受者が貸付主体から借り受ける機械装置の取得価額のうち、2分の1以内の金額について貸付主体を通じて借受者へ助成する。

##### （2）借受者が公募団体から借り受ける場合

公募団体は、借受者が借り受ける機械装置の取得価額のうち、2分の1以内の金額について借受者へ助成する。

#### 7 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めるものとする。

##### （1）貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）で、貸付主体が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、公募団体が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

##### （2）貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（中古品の場合は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間とする。）とする。

なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、公募団体が別に定めるものとする。また、再リースを行う場合にあつては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、公募団体が貸付主体を指導するものとする。

## 8 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

貸付者は、貸付対象機械装置について、7の(1)に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により借受者に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

## 9 途中解約の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者が貸付者に支払うものとする。

## 10 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

### (1) 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象機械装置の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下この号に同じ。）に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

### (2) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時において貸付者が別に定める額とする。

ただし、貸付者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

## 11 契約書類の徴取

公募団体は、貸付主体が借受者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを徴取するものとする。

## 12 その他

国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

また、借受者は、貸付対象機械装置の性質に応じて、貸付者等とのメンテナンス契約を締結する等、貸付対象機械装置の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

## 第6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成26年度とする。

## 第7 事業の推進指導等

1 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等について周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

2 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、協議会、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るとともに、他の補助事業等との関連及び活

用に配慮するものとする。

- 3 貸付主体及び借受者は、公募団体の指導の下、都道府県、協議会、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

## 第8 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第9 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、第5の2により提出された事業参加申請書を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第1号の畜産収益力強化緊急支援事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の畜産収益力強化緊急支援事業補助金変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の畜産収益力強化緊急支援事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

- (1) 借受者は、貸付主体とリース契約を締結した場合、速やかに公募団体が別に定める実績報告書を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) 公募団体は、(1)により実績報告書の提出があった場合には、その内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に対し、その実施状況を報告するものとする。
- (3) 公募団体は、第2の事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の畜産収益力強化緊急支援事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

## 第10 目標年度及び成果目標

この事業の目標年度及び事業実施後の効果は次のとおりとする。

### 1 目標年度



目標年度は、本事業終了年度の翌年度として設定するものとする。

## 2 成果目標

コストの削減効果、販売額の増加効果、飼料自給率の向上効果のうち、導入した機械に応じた成果目標を選択し、定量的かつ検証可能な指標で設定するものとする。

## 3 成果目標の検証

事業終了年度の翌年度に2の成果目標に係る効果の検証を行い、別紙様式第5号の畜産収益力強化緊急支援事業成果目標報告書を理事長へ提出するものとする。

## 4 評価と指導

3において成果目標を達成していない借受者であって、改善が見込まれないと理事長が判断した場合には第12に規定する報告を求め、必要な指導を行うものとする。

### 第11 補助金の返還

公募団体は、借受者又は貸付主体から貸付対象機械装置の貸付期間中において、当該機械装置の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者又は貸付主体に対して助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約又は解除したとき
- (2) 借受者が経営を中止したとき
- (3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき
- (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

### 第12 調査及び報告

- 1 理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、公募団体、貸付主体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 公募団体は、貸付主体及び借受者に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

### 第13 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、第9の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでな

い場合は、この限りではない。

2 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第9の4の事業実績を報告するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

3 公募団体は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第9の4の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第6号の畜産収益力強化緊急支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

#### 第14 帳簿等の整備保管等

公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 第15 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則（平成27年2月3日付け26農畜機第4689号）

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

#### 附 則（平成27年3月25日付け26農畜機第5690号）

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

別表 1

貸付対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
飼料給与関係機械装置	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、ペールフィーダー 等
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
省エネ・電力安定供給のための機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置、効率的生産の継続に資する機械装置、自家発電機、配電盤 等
家畜飼養管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、哺乳ロボット、自動家畜分別機械装置、ふ卵関係装置 等
搾乳関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、バルククーラー、オートサンプラー 等
衛生管理高度化機械装置	畜舎洗浄・清掃ロボット、動力噴霧機、車両消毒装置、脱臭関係装置 等
畜産物管理・加工機械装置	集卵装置、汚卵洗浄装置、食肉加工機械装置、乳製品加工機械装置、検卵機械装置、選卵機械装置 等
飼料播種・追播用機械装置	牧草播種機、追播種機、とうもろこし播種機、飼料用稲直播機 等
飼料収穫・調製用機械装置	刈取機、反転機、集草機、梱包機、梱包格納用機械、フォーレージハーベスター、とうもろこし収穫機、運搬機、サイレージ等取出・積込機 等
その他飼料生産関係機械装置	稲わら収集機、簡易土壌分析機器、ICT関連機械（GPSガイダンスシステム等） 等

貸付対象機械装置	
機械装置の区分	仕様等
草地管理用機械装置	複合作業機を含み、草地等の更新（除草、心土破砕、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥、播種、覆土、鎮圧等）に係る作業に要する機械
飼料調用機械装置	TMR等の混合飼料を調製するための混合・攪拌機、梱包解体機、梱包格納用機械、コンベア及び作業管理システム機器、簡易飼料分析機器 等
飼料用米調製用機械装置	飼料粉碎機、エクストルーダー処理機、エキスパンダー処理機、飼料混合機 等
放牧関連機械装置	電牧器、簡易畜舎（組立式）、移動式スタンション 等
飼料保管装置	飼料タンク、コンテナ倉庫又は延床面積 200 m <sup>2</sup> 以下の倉庫（実施設計費及び基礎工事費は対象外とする。）
エコフィード調製・給与関係装置	エコフィード給与装置、リキッドフィード給与装置、簡易飼料分析機器、エコフィード運搬車（特装しているものに限る） 等
堆肥調製散布関係機械装置	堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車（特装しているものに限る） 等

(注意)

- 1 助成対象機械装置には、汎用性のある運搬車両等は含まないものとする。
- 2 本表のほか、本表の機械装置と同様の効果があるものとして、都道府県知事が特に認めた機械についても助成対象とする。
- 3 当事業によりリース導入された機械装置については、飼料作物以外の作物生産に用する場合、飼料生産に支障を生じない範囲でその利用を可能とする。
- 4 農業機械リース導入は、利用規模や作業能率の向上に即した適正な機械の選定を行うこと。

別表 2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化支援事業	リース物件の取得に必要な経費	2分の1以内
2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業	リース物件の取得に必要な経費	2分の1以内
3 推進指導事業	公募団体が1及び2の事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催、リース事業の推進、調査等に必要な経費	定額

別紙様式第1号

平成 年度 畜産収益力強化緊急支援事業  
(※対象となる事業名を記入) 補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年度において、畜産収益力強化緊急支援事業(※対象となる事業名を記入)を下記のとおり実施したいので、畜産収益力強化緊急支援事業実施要綱第9の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙(※対象となる別紙の番号を記入)の「平成 年度畜産収益力強化緊急支援事業(※対象となる事業名を記入)実施計画」のとおり

※対象となる別紙の番号及び事業名は、以下のとおり

別紙1	畜産経営強化支援事業
別紙2	飼料生産受託組織等経営高度化支援事業
別紙3	推進指導事業

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
(1) 畜産経営強化 緊急支援事業				
(2) 飼料生産受託 組織等経営高度 化支援事業				
(3) 推進指導事業				
合計				

(注) 事業の一部を委託して行う場合は、その委託費の額を括弧書きで記載するとともに、委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙様式第1号-別紙1 (畜産経営強化支援事業)

平成 年度畜産収益力強化緊急支援事業 (畜産経営強化支援事業) 実施計画

事業実施主体名		事業実施方法																						
No.	都道府県コード	都道府県	所属 (農協等)	畜産 クラスター 協議会名	中心的経営 主体確認	借受者名	代表者 (法人の場 合)	再貸付を行 う場合の 未端借受者 氏名	※3			※4		※5			※6			※7				
									未端借受者要件	飼養 畜種	区分	機械装置 の区分	貸付対象機械装置	機械装置 A	消費税 B	計 (A+B)	補助率	補助金額	成果目標の種類 (1~3)		成果目標値 (翌年度/事業 終了年度) 増加率 (%)			
									認定	就農	集団	農協等			機械装置 数量									
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
														合計										

※1 畜産クラスター計画の中心的経営体に位置づけられている場合は○、同計画を申請中の場合は△を記入。  
 ※2 未端借受者の場合については未端借受者氏名を、再貸付者の場合については組織名を記入。  
 ※3 認定農業者については「認定」、認定就農者については「就農」、「集団」・「農協等」の欄に○を記入。  
 ※4 区分については、1：生産コストの低減、2：高付加価値化、3：新規需要の創出、4：飼料自給率の向上のいずれかを記入。(複数の取組を行う場合は、該当する全ての番号を記載すること。)  
 ※5 要綱別表1の区分を記入。  
 ※6 成果目標の番号(1：コスト削減効果、2：販売額増加効果、3：飼料自給率向上効果)のいずれかを記入。  
 ※7 成果目標値として%により記載。





別紙 3

平成 年度 畜産収益力強化緊急支援事業  
(推進指導事業) 実施計画

1 事業推進会議の開催

(単位：円)

開催時期	参集範囲	内容	事業費	備考
計 … ①				

2 リース事業の推進、調査等

(単位：円)

内容	事業費	備考
計 … ②		

3 推進指導事業費計

合 計： \_\_\_\_\_ 円 (= ① + ②)

別紙様式第2号

平成 年度畜産収益力強化緊急支援事業  
(※対象となる事業名を記入) 補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産収益力強化緊急支援事業(※対象となる事業名を記入)について、下記の理由により変更したいので承認されたく、畜産収益力強化緊急支援事業実施要綱第9の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること

また、添付書類については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合、新たに添付すること

別紙様式第3号

平成 年度 畜産収益力強化緊急支援事業  
 (※対象となる事業名を記入) 概算払請求書

番 号  
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
 理事長 殿

住 所  
 団体名  
 代表者名 印

平成 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産収益力強化緊急支援事業 (※対象となる事業名を記入) について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく畜産収益力強化緊急支援事業第9の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	平成 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店  
 預金種類 ○○預金  
 口座番号  
 口座名

平成 年度 畜産収益力強化緊急支援事業  
(※対象となる事業名を記入) 実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産収益力強化緊急支援事業(※対象となる事業名を記入)について、下記のとおり実施したので、畜産収益力強化緊急支援事業実施要綱第9の4の(3)の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1) 1から3は、別紙様式第1号の記に準じるものとする。

2) 3について、実績額の上段に計画額を( )書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

(1) 金融機関名 ○○銀行 ○○支店

(2) 預金種類 ○○預金

(3) 口座番号

(4) 口座名義

7 添付資料

対象となる事業ごとに、貸付対象機械装置の実績明細を添付すること。

実績明細は、別紙様式第1号の別紙をもとに作成する。

別紙様式第5号

平成 年度 畜産収益力強化緊急支援事業  
(※対象となる事業名を記入) 成果目標報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産収益力強化緊急支援事業 (※対象となる事業名を記入) について、畜産収益力強化緊急支援事業実施要綱第10の3の規定に基づき別紙 (※対象となる別紙の番号を記入) の「平成 年度畜産収益力強化緊急支援事業 (※対象となる事業名を記入) 成果目標報告」のとおり報告します。

※対象となる別紙の番号及び事業名は、以下のとおり  
別紙1 畜産経営強化支援事業  
別紙2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業

平成 年度畜産収益力強化緊急支援事業(※対象となる事業名を記入) 成果目標報告

事業実施主体名													
No	都道府県	窓口団体	参画の畜産クラスター協議会名	未端借受者	未端借受者に係る中心的経営体の区分	飼養畜種等	貸付対象機械装置等			成果目標の種類(1~3)	成果目標値(翌年度/事業終了年度)増加率(%)	成果検証値(翌年度/事業終了年度)増加率(%)	成果検証値の根拠を記載
							機械装置等名	数量	機械価格(円、税抜)	1 コスト削減効果 2 販売額増加効果 3 飼料自給率向上効果			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

※対象となる別紙の番号及び事業名は、以下のとおり  
 別紙1 畜産経営強化支援事業  
 別紙2 飼料生産受託組織等経営高度化支援事業



平成 年度 畜産収益力強化緊急支援事業（※対象となる事業名を記入）  
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産  
収益力強化緊急支援事業（※対象となる事業名を記入）について、畜産収益力強化緊急支  
援事業実施要綱第13の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。  
返還がある場合、記載すること）

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 畜産収益力強化緊急支援事業補助金の額の確定額<br>（平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                             | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付する  
こと。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料